

福島県復興計画(第1次)重点プロジェクトの進捗状況調書

評価・検討委員会等からの意見及び 同意見等を踏まえた県の今後の対応

平成24年12月28日

- (1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
- (2)-1 及び(2)-2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
- (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
- (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見等を踏まえた県の今後の対応
-	-	<p>◆全体に言える課題は情報発信である。各施策の成果や展開を「どう伝えるか」が問われている。</p> <p>◆全般的な記載として、進捗状況を示す際には、各取組について母数の記載が必要である。</p> <p>◆廃炉は、東電と国が実施するが、それを厳しく監視しているという視点を入れてほしい。</p>	<p>◇生活に身近な事例の引用や関連性のある情報の統合などの工夫や、「見える化」により進捗状況を分かりやすく示すなど、県民の立場に立った<u>情報発信の強化に取り組む。</u></p> <p>◇進捗率等を記載できるよう取り組む。</p> <p>◇廃炉へ向けた国及び東京電力の取組については、定期的に説明を求めるとともに、必要に応じて現地調査を実施する等厳しい目線で監視を行ってきたところある。先日、これまでの県の監視への取組を強化させる観点から、有識者懇談会を開催し、意見を頂いたところである。今後は、懇談会における意見をふまえ、外部の専門家や地域住民を加えた形等での<u>新たな本県独自の監視構築するとともに、原子力に依存しない持続的に発展可能な社会を目指し、一刻も早い事故収束と県内原発の全基廃炉を国・東電に強く求めていく。</u></p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。

(2) -1 及び(2) -2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。

(3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。

(4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①除染の推進

(全県におけるモニタリングの充実・強化)

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が多量に放出され、県内に広く拡散したことから、県民の安全を確保するため、全県における環境モニタリングを継続的に行うことが求められている。</p> <p>●農業においては、土地の種類・成分等により、放射性物質の作物への吸収が異なるため、詳細調査が必要である。</p>	<p>○国や市町村と連携して、県内の空間線量率の状況や河川、海、土壌など、環境中における放射性物質の存在状況・移行状況を把握するための取組を継続して進める。</p> <p>○農作物への放射性物質の吸収を抑制するため、土壌等の継続調査や作物ごとの吸収要因の解析、対策の周知等を進めていく。</p>	<p>◆農地の汚染状況調査が必要である。</p>	<p>◇県は国と協力して、本県農用地の土壌調査を実施し、農用地土壌の放射性物質濃度分布図（土壌マップ）を作成して公表している。今後は、放射性物質の経年変化を調べるため、代表的な 100 地点について継続調査を実施し、土壌マップのデータを更新していく予定。今後とも国や大学等の研究機関と連携し、試験研究を実施するとともに、民間等の取組についても、情報の把握に努める。</p>

(除染の実施)

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●除染を実施するにあたって人材の育成が求められている。</p> <p>●除染の促進のため、効果的・効率的な除染技術の普及が求められている。</p> <p>●前例がない上、除染対象が多いことから、発注業務等が市町村の負担になっている。</p>	<p>○除染業務に関する講習会などを開催し、除染の知識を持つ人材の育成に取り組む。</p> <p>○効果的・効率的な除染技術の普及を進めるため、優良な除染技術を公募し、実証・評価を行う。</p> <p>○発注業務に役立つ資料の提供や研修会の開催など、市町村の発注業務の支援に取り組む。</p>	<p>◆除染を実施していくにあたっての地域との丁寧な合意形成が必要である。</p> <p>◆除染に関する広域自治体として、県の役割を果たしてもらいたい。</p>	<p>◇除染実施状況の公表のほか、地域対話フォーラムの開催や住民説明会等への専門家等の派遣、除染情報プラザによる情報発信などを実施し、住民理解の促進や地域合意の形成に、引き続き取り組んでいく。</p> <p>◇地域の実情に合わせた除染が進められるよう、市町村や国と一体となって取り組んでいくとともに、市町村間に共通する課題の解決のための施策を進める。</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

(農地の除染)

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●福島県農林地等除染基本方針（農用地編）の中で除染目標として掲げている、県内で生産されるすべての農畜産物及び牧草のモニタリングにおいて、放射性セシウムが検出されないようにすることが求められている。</p> <p>●森林については、住宅等近隣の除染を最優先に進めることとされているが、住宅等近隣以外の森林の除染の在り方については方針が示されておらず、安全で効率的な除染手法や放射性物質の拡散防止のための技術も開発段階にあって、対応が遅れており、今後の除染の実施について見通しを立てる必要がある。</p>	<p>○市町村等が行う除染作業を円滑に推進するため、技術開発や技術情報の提供を行う。</p> <p>○森林施業による森林内の空間放射線量率の低減技術と施業手順等について、実証結果をとりまとめるとともに、実証された技術等について、環境省の「除染関係ガイドライン」への組み入れを目指す。その上で、住宅等近隣の除染と、原子力災害からの森林の再生と林業の復興を目指して行う中長期的な放射性物質の影響低減対策を、適切に組み合わせる。森林除染を推進する。</p>	<p>◆深海の泥の汚染の広域的な検査も必要である。</p>	<p>◇海底土における放射性物質の濃度や移動を把握するため、総合モニタリング計画に基づき、国の関係省庁、福島県、東京電力が海域モニタリングについて計画を定め、その中で、主に発電所の近傍については東京電力が、沿岸海域については福島県が、沖合海域では国が、それぞれ分担しながら行っている。</p>

(仮置場の確保)

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●仮置場の安全性等に対する不安などから仮置場の確保が進んでいない。</p>	<p>○地域対話フォーラムの開催や住民説明会への専門家派遣のほか、現地視察会の開催など、住民理解を促進する取組をさらに進めていく。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものに記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②食品の安全確保

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●食品については、平成 24 年 4 月から放射性物質に関して新たな基準値が適用されたことから、これに対応した検査体制が求められている。 ●警戒区域の解除等に伴い飲料水検査の需要が増加することが予想されている。 ●住民に身近なところで食品に含まれる放射性物質を分析できるように全市町村に検査機器を配備したところであるが、追加設置の要望がある。また、放射能に関する知識や情報について地域住民に広く周知・啓発することが市町村から求められている。 	<p>○検査体制を充実・強化するため、検査機器のさらなる追加配備を検討する。また、正しい検査技術の習得のため、きめ細かな研修を行うとともに、引き続き地域住民を対象とした食品等の放射能に関する説明会を開催する。</p>	<p>◆食に関する母親の安心のためには、自ら検査できる体制の整備と周知が必要である。</p>	<p>◇住民に身近なところで放射性物質の濃度を検査できるよう、全市町村に検査機器を 520 台配備している。今後は一層広報に努める。また、正しい検査技術の習得のため、きめ細かな研修を行うとともに、引き続き地域住民を対象とした食品等の放射能に関する説明会を開催する。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
(2) -1 及び(2) -2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
(3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
(4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

③汚染廃棄物の処理

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●区域見直し前の警戒区域及び避難指示区域内の廃棄物については、国直轄処理となっているが、ほとんど処理が進んでいない。 ●放射性物質に汚染された廃棄物（下水汚泥、焼却灰等）について、放射性物質濃度が基準値以下であっても処理の安全性等に関する地域住民の理解が得られず、保管量が増大している。 ●放射性セシウムの濃度が 1 キロあたり 8,000 ベクレルを超える指定廃棄物について、国による処理が進んでいない。 ●下水汚泥について、現在処理施設内で保管している状況にあるが、保管場所にも限界がある。また、悪臭が発生し問題になっている。 ●農業系汚染廃棄物では、今後も大量の廃棄物の発生が見込まれており、減容化処理が課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国直轄処理区域の市町村の意向を踏まえながら、早急に取り組むよう引き続き国に働きかけていく。 ○引き続き国・地元自治体と連携し住民説明会を開催するなど住民理解を促進するための取組を行う。 ○指定廃棄物について、引き続き国に対して早期処理を要望していく。 ○県北浄化センターにおいて、保管汚泥の悪臭対策を継続して行うとともに、汚泥の減容化のため、乾燥施設の整備を行う。 ○農業系廃棄物について、国の実証事業を活用した仮設焼却炉の設置など、市町村での処理が加速化するよう支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県がリーダーシップを発揮し、中間貯蔵施設の整備を早急に進めてほしい。（市町村） — 	<ul style="list-style-type: none"> ◇<u>町村及び国と連携して中間貯蔵施設のあり方について検討していく。</u> ◇<u>建設副産物等の適正な処理に向けて、除染以外の行為から発生した土砂等について、放射性物質汚染対処特別措置法の対象とするよう求めていく。</u>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

④拠点の整備

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●放射性物質により汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、調査・研究、技術開発、情報収集・発信、教育・研修・交流等を行う国際的な調査研究拠点の整備が求められている。</p> <p>●高線量地域における農林水産業の再生に向けた課題を解決するため、放射性物質が生産環境や農林水産物等に及ぼす影響を的確に把握するとともに、その影響を排除するための試験研究等を行う拠点の整備が求められている。</p>	<p>○現在検討を進めている環境創造センター（仮称）については、除染技術の開発やきめ細かなモニタリングなど必要な機能を効果的に発揮することができるよう十分な財源を確保する。</p> <p>○8月31日に知事がウィーンにある IAEA（国際原子力機関）を訪問し、共同研究の要請を行っているところであり、引き続き国内の研究機関や IAEA をはじめとした国際的な研究機関の誘致に取り組む。</p> <p>○高線量地域における農林水産業再生の新たな拠点となる「農林水産再生研究センター（仮称）」*の整備に向け、財源の確保等を検討する。 （※平成 24 年 12 月 10 に、「農林水産再生研究拠点基本構想」が公表され、拠点の名称が「浜地域農業再生技術支援センター（仮称）」に変更。）</p>	<p>◆環境創造センター整備までの間も情報発信が必要である。</p> <p>—</p>	<p>◇環境創造センター（仮称）が整備されるまでの間、環境放射能モニタリングデータ、放射線、除染に関するデータ等の収集とわかりやすい発信を行っていく。</p> <p>◇12月15日に、本県と IAEA との協力に関する覚書を締結し、モニタリング、除染及び廃棄物管理分野における共同研究に来年から取り組む。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①安心できる生活の確保

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●これまでは、①生活資金、②相談対応、③治安対策の3つの視点で安心できる生活の確保に取り組んできたが、避難指示区域の見直し等により、帰還される方、長期間他自治体での生活を余儀なくされる方等、避難者の状況に応じた支援が求められている。</p> <p>●特別養護老人ホームが6箇所休止中など警戒区域内の社会福祉施設が休止を余儀なくされている。</p> <p>●仮設住宅の約1割が高齢者の単独世帯となっており、仮設住宅における孤独死を防止する必要がある。</p> <p>●避難指示区域の見直し等に伴う損害賠償について、被害者への迅速かつ十分な賠償の実施が求められている。</p>	<p>○避難指示区域の見直し等による避難者の状況の変化に応じて、住環境再建支援、雇用の維持確保のほか、帰還のための環境整備や生活再建支援が必要であることから、特に、市町村の状況に応じて、帰還に必要な環境を整えるための除染、インフラ等の復旧や、長期間避難を余儀なくされる避難者の新たな生活拠点の整備に向けた支援に取り組む。</p> <p>○従前の福祉施設の再開や避難先での新設など、医療・介護・福祉サービスの提供体制の強化等を行う。</p> <p>○一層の高齢者の孤立防止や生きがい対策に取り組む。</p> <p>○引き続き、原子力損害対策協議会の活動等を通し、全ての損害について、被害の実態に見合った十分な賠償が迅速になされるよう取り組むとともに、県弁護士会等の専門家と連携し、原子力災害により被害を受けている県民、事業主等が円滑に賠償請求をできるよう、相談等の支援を行っていく。</p>	<p>◆仮設住宅の独居老人対策を福祉施設の新設などの強化以上にきめ細かく取り組む必要がある。</p> <p>◆生活相談員の支援における個人情報保護の取り扱いについて、非常時に応じた運用にあらためる必要がある。</p>	<p>◇独居老人対策として、生活支援相談員の配置による見守り活動や交流の場などを提供する高齢者等サポート拠点の整備・運営等、引き続ききめ細かな対策に取り組んでいく。</p> <p>また、施設の整備については、震災等の影響で事業を休止している特別養護老人ホーム等の復旧に対して積極的に支援をするとともに、「第六次高齢者福祉計画・第五次介護保険事業支援計画」に基づいて、平成26年までの計画期間内で、特別養護老人ホーム2,016床などについて整備を促進していく。</p> <p>◇民生委員や生活支援相談員に対する個人情報の提供については、災害時や被災後の要支援者の支援には非常に重要であると考えている。県としては、引き続き機会を捉え、<u>市町村等に生活支援相談員に対する個人情報の提供について依頼していく。</u></p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②住環境の再建支援

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●これまで仮設住宅の整備や借上げ住宅の支援を進めてきたところであるが、浜通りを中心に民間賃貸住宅等の供給が逼迫するなど避難者等の住宅不足が問題となっている。</p> <p>●応急仮設住宅の供与期間が、今般1年延長されて3年間になったが、居室や通路の改善等、環境改善を行っていく必要がある。</p>	<p>○避難者が安心して暮らせるよう、各自治体の意向を踏まえながら復興公営住宅整備計画の策定を進めていく。</p>	<p>◆町外コミュニティなどを主導している県の取組が遅い。</p> <p>◆県内自主避難者に対する支援が必要である。</p> <p>◆消費税増税に伴う住宅等の駆け込み需要による資材、職人不足等が本県の復興に影響がないようにする必要がある。</p>	<p>◇<u>復興公営住宅の整備を始め</u>、関係自治体、国、県で構成する長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会において、必要となる制度の検討を行うとともに、先般、県庁内に立ち上げた部局横断による生活拠点プロジェクトチームを中心に、<u>生活拠点の整備に向けて主体的な取組を全力で進めていく。</u></p> <p>◇<u>県内自主避難者に対する借上住宅支援</u>については、県として優先して救済すべき世帯を対象に実施したところであり、<u>更なる支援については、国において策定中の「子ども・被災者支援法」の基本方針の内容に本県の実情や避難者の意向が反映され、きめ細かな支援策が早期に実施されるよう国に働きかけていく。</u></p> <p>◇引き続き情報を収集し、被災他県の状況等を踏まえ対応を検討する。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

③雇用の維持・確保

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●帰還を見通せない状況にあり、生活基盤をどこに置くか見極められないため、求職活動へ進めない状況がある。</p> <p>●求職者の求める雇用形態や職種が必ずしも見つからないミスマッチの状況が見られる。</p> <p>●避難先での営農再開のためには、避難先での資金確保や一定の農地の確保が必要である。</p> <p>●インフラ復旧や除染に従事する作業員、保健・医療・福祉従事者、ボランティア、他自治体からの派遣職員など利用できる宿舎が不足している。</p>	<p>○緊急雇用創出にかかる基金を活用して被災者の雇用を創出してきたが、引き続き被災求職者の生活基盤の安定のため、多様な就労機会の確保を図るとともに、産業施策と一体となった雇用面からの企業支援を行うなどの安定的な雇用機会の創出を図る。</p> <p>○避難者が帰還するまでの間、避難者の避難先での就職支援には、居住地の確保など、生活再建と一体となった総合的な雇用支援に取り組む。</p> <p>○雇用のミスマッチの解消に向けて、就職相談や職業紹介をはじめ、職業能力の開発支援に取り組む。</p> <p>○避難先等での営農再開に向け、関係団体等と連携した相談活動を行うとともに営農資金に対する助成の実施とその周知に取り組む。</p> <p>○復旧等に関わる作業員や浜通りに就職する人たちの住宅の確保も雇用と合わせて取り組む。</p>	<p>◆雇用を守るため、地域ニーズに対応する事業を県自らが興す必要があるのでは。</p> <p>◆雇用のミスマッチについて、県で分析を進め、企業が求める人材の供給体制を作り、しっかりと人材確保を銘打つ必要がある。</p> <p>◆復旧工事などに係る宿舎の提供については、県として実施していく必要がある。</p>	<p>◇県外に避難した若年者に帰郷を促すためにも、再生可能エネルギー関連産業等の成長産業の集積、育成に取り組み、安定的な雇用の創出を図っていく。また、それらの成長産業に関する協議会の設置等により、既存企業の更なる発展を促していく。</p> <p>◇国や教育庁等の関係機関と連携を進めながら傾向を把握し、就職支援に結びつけていく。</p> <p>◇<u>復旧・復興に従事する人の宿泊場所の確保</u>については、復旧・復興本部会議の宿舎対策プロジェクトチームで、需給状況など実態の分析を進めながら対策を進めていく。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

④ 県外避難者への支援

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 県外避難者がさらに県外で転居する際、借上住宅費用が無料にならないなどの制度上の問題を解決し、避難者に十分に寄り添った支援を行う必要がある。 ● 本県からの県外避難者が必要とする生活支援を受けられるよう、引き続き、受入各県に支援を求めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、県外駐在職員を積極的に活用し、避難元・避難先自治体や避難者支援活動を行う民間団体等との連携による生活相談や交流会等を通じて避難者に寄り添った対応に努め、各都道府県に対しても支援をお願いしていく。 ○引き続き、自主避難者への生活再建に向けた支援に取り組む。 ○原発事故子ども・被災者支援法基本方針に避難者の実情に沿った具的な施策が盛り込まれるよう市町村と連携のうえ国へ求めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県外避難し、子どもを守ろうと強いストレスを感じている母親のストレスをどう解消するかが課題である。 ◆ 県外避難におけるドメスティック・バイオレンス（DV）やネグレクトの早期発見の体制の検討が必要である。 ◆ 県外でも県民健康管理事業で実施される甲状腺検査や内部被ばく検査が受診できるようにするべき。 ◆ 自主避難者は県や地域の情報を求めているため、情報をわかりやすく伝えていくことが必要である。 ◆ 県外避難者に対して、帰還のための情報を発信してもらいたい。 ◆ いつかはふるさとに戻りたいという思いがあっても様々な事情で当面戻らないという決断した人もいる。そういった人たちをいつでもお帰りという気持ちで迎える温かいふくしまであってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県外に避難している子育て世帯が新しい環境で孤独を感じることなくお互いに支え合えるように、順次、交流会等を開催。県外の子育て支援団体と連絡調整を進め、避難世帯の母親が相談できる場づくりを支援する。また、避難先でのコミュニティ構築に取り組む団体を支援する。 ◇ 県外避難におけるDVやネグレクトの未然防止を図るため、避難者へ啓発リーフレットを送付し、相談窓口を周知するなど、早期相談に繋げる取組を行う。 ◇ <u>県外においても、県外医療機関の協力による甲状腺検査や内部被ばく検査等によりきめ細かな健康管理を推進していく。</u> ◇ 全避難者を対象とした地域情報紙「<u>ふくしまの今が分かる新聞</u>」や「<u>福島県からのお知らせ</u>」を発行し、市町村の復興等の動き、避難先での交流情報、県の取組等、避難者からのニーズが高い情報を盛り込んでおり、避難者が帰還を検討する材料としていただきたいと考えている。今後、避難者のニーズを的確に反映した内容とするなど、情報発信の強化に取り組んでいく。

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
(2) -1 及び(2) -2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
(3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
(4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①県民の健康の保持・増進

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●外部被ばく線量を把握するための基本調査（問診票自記式）が、今後の長期にわたる健康管理を行う上で重要であるが、会津地方の回答率が特に低く、県全体としての回答率は22.8%に留まっている。</p> <p>●基本調査における線量推計作業については、回答のあった問診票の内容確認等により時間を要しており、推計率が7.8%に留まっている。</p> <p>●県民の健康管理を図るためには、放射線の影響のみならず、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療につなげていくことが重要である。</p> <p>●学校給食の検査体制の整備など、保護者の学校給食に対する不安の払拭を引き続き実施する必要がある。</p>	<p>○基本調査の回答率向上のため、調査の趣旨を県民に理解していただくよう、新たに仮設住宅への戸別訪問や、ふるさと絆情報ステーションにおける問診票の書き方相談を設置するなど、さらに周知について取り組む。</p> <p>○線量推計作業においては、さらに事務の迅速化を図るための方策を検討する。</p> <p>○健康診査、甲状腺検査、内部被ばく検査などの検査体制の充実、医療機関等との連携による継続的な実施を図る。</p> <p>○給食用食材の事前検査を継続して行い、その結果を公表するなどにより、保護者の不安の払拭を図る。</p>	<p>◆追加被ばく線量の長期的目標のほかに、現時点での安全基準を示すべき。（市町村意見）</p> <p>◆県外でも県民健康管理事業で実施される甲状腺検査や内部被ばく検査が受診できるようにするべき。</p>	<p>◇健康への影響に係る空間線量等の安全基準の早期設定及び国民への説明を引き続き国に強く要請していく。</p> <p>◇県外においても、県外医療機関の協力による甲状腺検査や内部被ばく検査等によりきめ細かな健康管理を推進していく。</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3)に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4)に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②地域医療の再構築

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●本県の医療提供体制は震災前から極めて厳しい状況にあったが、東日本大震災後、状況はさらに悪化し、特に浜通りにおいては医療従事者の県外流出等があり、地域医療の再構築が必要である。</p> <p>●避難指示区域の見直し等により、県民のふるさと帰還に向けて医療機関の再開、医療従事者の確保等が課題である。</p>	<p>○地域医療の再構築に向けて、医療従事者の確保、被災医療施設の復旧、地域の状況に応じた救急医療の強化などに取り組む。</p> <p>○帰還にあたって必要な医療が確保されるよう医療提供体制を再整備する。</p> <p>また、今後、長期間帰還できない住民を受け入れる自治体において、新たな生活拠点の整備が進み、医療需要も増大することから、医療機関の役割分担と役割に応じた機能の強化を図るとともに、医療機関相互の連携を促進して医療提供体制を強化する。</p>	<p>◆医療人材だけでなく、福祉を支える人材の確保も大きな課題となっている。(市町村)</p>	<p>◇引き続き、福祉人材の確保及び育成に取り組む。</p>

③最先端医療体制の整備

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●県民健康管理センター、最先端医療施設等の機能を有する福島県立医科大学新センター(仮称)では、センター運営に必要な最先端医療の提供と研究を実施するための人材確保、恒久的な財源の確保が課題となっている。</p>	<p>○基本構想策定の中で、組織の運営体制や経営体制等について、今後の方向性等を検討していく。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3)に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4)に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

④被災者等の心のケア

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●被災者は、将来の生活や健康等に対する様々な不安と孤独感などの精神的負担を抱えていることから、きめ細かな心のケアが重要である。</p> <p>●県外避難者への心のケアは、受入自治体等に頼っている状況であることから、心のケア体制を充実させる必要がある。</p>	<p>○中長期的、継続的な心のケアが実施できるよう、ふくしま心のケアセンター、市町村、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、相談体制の機能強化を図る。</p> <p>○県外避難者への心のケアについて、受入自治体などの関係機関と連携を図りながら、どのように相談体制を構築するか検討する必要がある。</p>	<p>◆県外避難における DV やネグレクトの早期発見の体制の検討が必要である。</p>	<p>◇県外避難における DV やネグレクトの未然防止を図るため、避難者へ啓発リーフレットを送付し、相談窓口を周知するなど、早期相談に繋げる取組を行う。</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3)に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4)に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①日本一安心して子どもを育てられる環境づくり

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●子どもの放射線の影響による健康上の不安により、子育て世代の県内外への避難が続いており、その不安の解消が必要である。</p> <p>●避難指示区域の見直し等により、帰還される方、長期間他自治体での生活を余儀なくされる方等、避難者の状況が変化する。</p>	<p>○放射線による不安の解消を進めるため、引き続き、除染の迅速かつ確実な実施を進めていく。また、低線量被ばくについて、子育て世代の心情等を踏まえたリスクコミュニケーションを推進するとともに、引き続き、子育て世帯のストレス軽減や子どもの健全育成のため、屋内遊び場の設置や自然体験活動への支援を行っていく。</p> <p>○避難指示区域見直しに伴い、避難者の帰還や他自治体で長期化する避難生活に対応した子育て環境の整備について検討する。</p>	<p>◆県外避難し、子どもを守ろうと強いストレスを感じている母親のストレスをどう解消するかが課題である。</p> <p>◆若い世代や子どもを一番に考えた施策とすべきである。</p> <p>◆子どもの遊び場について、運営内容にも県として目配りする必要がある。</p>	<p>◇<u>県外の子育て支援団体等と連携し、避難世帯の母親が相談できる場づくりを支援することなどにより、県外に避難している子育て世帯が、孤独を感じることなく、安定した生活を送れるよう、環境づくりを行う。</u></p> <p>◇「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」として、重要な施策と位置づけている。</p> <p>◇屋内遊び場の指導者等を対象に講習会を開催し、子どもの発達段階に沿った遊びや運動について、専門家から助言を受ける機会を設けるなど施設においてよりよい運営が行われるよう県として支援する。</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3)に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4)に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②生き抜く力を育む人づくり

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●サテライト校9校をはじめ、仮設校舎で授業を行っている県立学校が19校あることなどから、教育環境を早期に整備する必要がある。</p> <p>また、児童生徒等の心のケアや学習支援をはじめきめ細かな教育的支援を引き続き行う必要がある。</p> <p>●震災の教訓の継承、復興に向けた新しい産業の振興などのため、震災を踏まえた教育が求められている。</p>	<p>○被災した学校施設の復旧の早期実現やサテライト校の教育環境等の整備に努めるとともに、児童生徒に対してきめ細かな対応ができるよう、長期にわたって教員の加配を行う。また、震災からの復興を担う人材育成に資するため、新たな修学支援制度について検討する。</p> <p>○震災の教訓を生かした道德教育や防災教育、医学や新たな産業の基盤となる理数教育、発達段階に応じた放射線教育や再生可能エネルギー教育、国際化の進展に対応できる人づくりなど、福島の再生に向けた「ふくしま」ならではの教育を推進する。</p>	<p>◆県立高校の在り方については、サテライト校のままなのか。</p> <p>◆(被災した子どもたちの新しい高校をつくって、そこに)放射線やエネルギーの勉強など、特殊な分野を作ってはどうか。</p>	<p>◇サテライト校の教育環境については、宿泊施設も含めて整備・改善を図っているところであり、今後とも教育環境の改善に努めていく。サテライト校の今後のあり方については、避難区域等の復興状況や生徒の志願動向等を踏まえ、地元市町村や関係機関と連携の下、慎重に検討していく。</p> <p>◇放射線やエネルギーに関する人材育成については、公立大学法人福島県立医科大学において、医療分野での放射線対策として「放射線健康管理学講座」を、また、公立大学法人会津大学においては、再生可能エネルギー関連の研究を行っており、引き続き高等教育機関と連携した人材育成を推進する。また、テクノアカデミー会津において、太陽光発電の基礎知識、太陽電池モジュールの標準施工等の訓練の実施、各テクノアカデミーにおいては放射線に関する授業を実施することとしており、県立施設においても、当該分野における人材育成を推進していく。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

③福島の将来の産業を担う人づくり

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●地域ごとに企業のニーズが異なっているなど、ニーズに見合ったきめ細かい人材育成が求められている。</p> <p>●再生可能エネルギー、医療、介護・福祉、情報通信及び観光など、今後、成長が見込まれる分野における人材ニーズが高まるとともに、国際競争の激化や技術革新などにより、一層高い能力を有する人材を育成することが求められている。</p>	<p>○地域自らが積極的に参画できる形での人材育成に取り組む。</p> <p>○地域産業や高等教育機関等と連携した本県の復興に資する産業を担う人材の育成・能力開発を推進する。</p>	<p>◆教育機関、教育企業の誘致を行ってはどうか。</p> <p>◆産業人材育成における新たな奨学金制度などが必要である。</p>	<p>◇県内に整備する各種研究拠点と連携した人材育成に取り組む。</p> <p>◇人材育成に向けた支援制度としては、テクノアカデミーにおいて、平成25年度授業料等の減免措置を実施しており、実践的な技術者等を育成していく。また、医療の専門家育成の面では、平成23年10月に「放射線健康管理学講座」を開講した公立大学法人福島県立医科大学に支援を行っている。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
(2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
(3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
(4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①安全・安心を提供する取組

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●基準値を超える食品を流通させないため、農林水産物のモニタリング検査を実施し、産地における放射性物質検査体制及び検査結果を消費者等に提供する仕組みをより充実させていく必要がある。さらに、農産物価格が低迷したまま戻らないので、引き続きPRが必要である。</p> <p>●原発事故の風評被害により、県産材の取引が停止される等の損害が発生していることから、定期的な検査の継続及び充実が必要である。</p> <p>●県内の各種水産物について、出荷や採捕の制限がかけられていることから、モニタリングの継続によって汚染状況を把握し、水産物の安全性確保を図っていく必要がある。</p>	<p>○モニタリング検査を継続しつつ、それぞれの地域においても、より確実かつ効果的な検査が実施できるよう支援するとともに、現在は米やももが中心のインターネットを利用した検査結果や産地情報の検索について、品目を拡大し、消費者が求める情報をわかりやすく提供する「情報の見える化」を一層進めていく。また、関係団体等と連携しながら安全性をアピールする活動を展開していく。</p> <p>○県産材の安全性の確認と利用促進を図るため、木材業界が自ら取り組む定期的な放射線量調査の実施を引き続き支援していく。</p> <p>○水産物のモニタリング調査の継続と漁業者、流通業者及び水産加工業者への情報提供等を行うことにより、安全・安心への理解を深めながら、漁業再開に向けた試験操業の着実な実施を支援していくとともに、沿岸漁業再開後の検査体制を整備する。</p>	<p>◆生産者の思いや努力する姿勢を見せることにより、母親が共感し、結果として福島県産を選択することにつながるなど、どうすれば福島県産を選んでもらえるかというところまで視線を落とす必要がある。不安を感じる母親の共感が得られるよう、情報発信の工夫として福島の母親が食の安全などの情報伝達の担い手となるような取組を検討してはどうか。</p> <p>◆農畜産物の情報発信について、より具体的に、且つ分かりやすくする工夫が必要である。</p> <p>◆食品の安全に対して消費者と生産者との連携が必要である。</p>	<p>◇基準値の内容や設定にあたっての考え方等について、より分かりやすく丁寧に説明するなど工夫するとともに、女性団体代表者等を委員とした「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催し、食の安全に関する情報提供、意見交換を行うなど、女性関係団体と連携した取組についても検討していきたい。また、国に対しても、自ら国民に丁寧な説明を行うよう、強く求めていく。</p> <p>◇検査結果を迅速に分かりやすく公表するとともに、県内生産者が安全確保に努力して取り組む姿勢等、消費者と生産者双方の理解が深まるような情報の発信についても、工夫しながらその充実に取り組んでいく。</p> <p>◇ふくしま農林水産ファンクラブ通信、「ふくしま新発売。」ホームページ、農林水産部メールマガジン等による情報発信や「ごちそうふくしま満喫フェア」などのイベント開催等の取組を進めるとともに、消費者団体と生産者団体等による意見交換などの機会を設け、食品の安全に関する取組について検討する。</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②農業の再生

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●甚大な被害を受けた津波被災地域の農地・農業用施設について、受益者との意向調整や、道路、河川、海岸等の復旧計画との調整に時間を要することから、速やかな対応が必要である。</p> <p>●避難指示区域が見直された地域における被災箇所の復旧を進める必要がある。</p> <p>●被災農業者等が、津波による農地・農業用施設の流出や風評被害での収入の減少などによって営農を継続することが困難になる、あるいは避難指示を受けて離農せざるを得ない状況が生じており、その対応が必要である。</p> <p>●園芸については、風評被害や燃油の高値等の影響を受け、農家経営はこれまでに悪化しており、その対応が必要である。</p>	<p>○津波被災地域の復旧については、予算の確保とともに、人員の確保も検討する。</p> <p>○避難指示区域の見直しに合わせて、早期の住民帰還、営農再開が図れるよう農地・農業用施設の復旧を進めていく。</p> <p>○被災農業者等の経営安定や避難先での営農再開への支援として、個別相談を行うとともに、園地整備や管理用機械の導入などの生産基盤整備に対する補助や、金融支援などを効果的に行っていく。</p> <p>○園芸については、それぞれの地域における検査が確実かつ効果的に実施できるように支援し、県産園芸作物の安全性を確保するとともに、従来燃油を多用する園芸栽培には、省エネルギーや低コスト化に向けて再生可能エネルギー等の活用が重要となっていることから、その活用及び定着を図っていく。</p>	<p>◆農業生産基盤の被災と若い世代の流出により、農業の担い手が減少することを懸念している。</p> <p>◆農地汚染の観点から、バイオエタノール等非食用農産物についての活用と所得減少への対応を検討してほしい。</p> <p>◆エネルギー政策について、例えば、ハウス再建に併せた太陽光設置、農地の再生に伴う中小水力を導入する等の福島方式を提案してほしい。</p>	<p>◇避難農業者が営農再開できるよう、相談や情報提供等各種支援を継続するとともに、若い担い手等が県内で将来展望を持って営農に取り組める対策を検討、実行していく。</p> <p>◇<u>避難指示解除区域における営農の再開・農業の再生に向けた調査研究を行う拠点を整備する。</u></p> <p>◇高線量地域での農業再開においては、施設園芸など土壌を使用しない生産方式の導入や、<u>農地を活用したバイオマスの利活用の調査研究など</u>、様々な営農について広く検討し、農家の所得確保を図っていく。</p> <p>◇再生可能エネルギーの活用については、農林水産業や農山漁村の復興を図る上で重要と考えており、地域の実態や採算性等についても考慮した上で、推進していく。あわせて、被災農地について、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー用地として利用できるよう、国に対し規制緩和等を働きかけていく。</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものに記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●畜産については、肉牛は全頭検査を実施し、安全性を確認した上での出荷を行っているが、価格は依然として低迷している。また、暫定基準値(500Bq/kg)の経過措置期間が終了し、本年10月より新基準値が適用となるため、引き続き県産牛肉の安全性を確保する必要がある。さらに、草地の除染に困難が生じており、粗飼料を購入せざるを得ないことなどから、経営上の負担を軽減する必要がある。</p> <p>●原子力災害による風評被害により農林水産物の販売価格が低迷しているが、農林漁業者の安定的な所得の確保と雇用の創出が実現され、もっと地域が活性化するためには、地域産業6次化のさらなる推進が必要である。</p>	<p>○肉牛については、新基準値に対応した方法等での全頭検査を継続し、県産畜産物の安全性を確保していくとともに、国に対しては、全頭検査体制の構築と検査費用の全額負担を引き続き要望していく。</p> <p>また、畜産農家の経営負担軽減を図るため、草地除染の進行状況を踏まえつつ、粗飼料購入に係る資金の無利子での貸付を継続する。</p> <p>○農林漁業者及び商工業者等の相互交流や意欲ある人材の発掘・育成、高付加価値商品の開発や創業の支援、販路の拡大など関係機関とも連携した支援を継続し、地域経済の活性化を図っていく。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

③森林林業の再生

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●被災した治山施設等の速やかな復旧を行う必要があるが、復旧規模が大きく、また、警戒区域内の放射線量の高い地区での工事の取扱いなど、状況に応じた対応が求められている。</p> <p>●木質バイオマス燃料の利用促進とその持続的な供給を図りつつ、震災復興需要に向けた県産材の安定供給を行うため、放射性物質の影響を明確にした上で、計画的な生産活動を行う必要がある。</p>	<p>○災害復旧工事について、事業期間や事業費の弾力的な執行について国に求めている。</p> <p>○木質バイオマスの利用施設整備の取組を支援するとともに、森林調査によって木材の放射性物質の吸収等を把握し、汚染状況に応じた木材利用の検討を行った上で、震災後の多様な木材需給動向に応じた供給が行えるよう支援する。</p> <p>※ 森林除染については、「1 環境回復プロジェクト」で記載。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

④水産業の再生

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 甚大な被害を受けた水産業共同利用施設、漁船・漁具等を早急に復旧することが求められている。 ● 漁場に堆積した津波により壊れた建物等が操業の妨げとなって、漁場の生産力が低下していることから、その対策が必要である。 ● 津波による漁具や設備の喪失や、沿岸漁業の自粛等により、漁業者、水産加工業者の経営維持に必要な資金が不足していることから、その対策が必要である。 ● ヒラメ、アワビ等の放流用種苗の生産施設が被災し、県内での種苗生産が中断していることから、施設の再整備が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業再開に向け、引き続き水産業共同利用施設、漁船・漁具等の復旧に向けた支援を継続する。 ○ 引き続き、漁業協同組合等による漁場に堆積した津波により壊れた建物等の撤去を支援するとともに、県も重機等を用いた撤去を行う。 ○ 漁業者や水産加工業者に対し、経営維持に必要な資金の無利子での融資を継続する。 ○ 他県施設での種苗生産を進めるとともに、施設復旧の方向、財源の確保についての検討を進める。 	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①中小企業等の振興

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>● 県内中小企業者は震災以前より円高や原油高、デフレ等厳しい状況に置かれるとともに、原発被災地での復旧の遅れなど、地域や業種などそれぞれの状況に応じた支援が必要。</p> <p>● 食品のみならず県産品の購入が避けられるなど、風評被害が依然として続いており、その対策が必要である。</p>	<p>○ 中小企業に対する各種支援の継続及び財源の確保を行っていくとともに、企業からの相談・ニーズに対して細やかな対応を引き続き行っていく。</p> <p>○ 国内外へ向けた正確な情報発信や、加工食品や製造品などの放射能検査への支援、大型展示会の活用等、風評の払拭及び新たな販路の開拓に向けた取組を引き続き行っていく。</p>	<p>◆ 中小企業等へ当面の金融支援の継続が必要である。</p> <p>◆ 雇用のミスマッチについて、県で分析を進め、企業が求める人材の供給体制を作り、しっかりと人材確保を銘打つ必要がある。</p> <p>◆ 企業誘致に向けて、人材供給の観点が必要である。</p> <p>◆ 教育機関、教育企業の誘致や産業人材育成における新たな奨学金制度などが必要である。</p>	<p>◇ 来年度においても、震災により影響を受けた中小企業者を対象とした「ふくしま復興特別資金」や、不況業種に対応した「経営安定特別資金」等の制度資金の継続について検討する。また、中小企業金融円滑化法が期限を迎えることから、中小企業支援ネットワーク会議を設置し、県産業復興相談センターや金融機関等の関係機関との連携を強化することにより、中小企業の経営改善や事業再生を支援していく。</p> <p>◇ 国や教育庁等の関係機関と連携を進めながら傾向を把握し、就職支援に結びつけていく。</p> <p>◇ 人材育成に向けた支援制度として、テクノアカデミーにおいて平成 25 年度授業料等を減免し、実践的な技術者等を育成していく。また、医療の専門家育成の面では、平成 23 年 10 月に「放射線健康管理学講座」を開講した公立大学法人福島県立医科大学に支援を行っている。</p>

(1) 進捗状況調査書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。

(2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。

(3)に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。

(4)に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②企業誘致の促進

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●放射能による風評被害の著しい本県の復興のためにはふくしま産業復興企業立地補助金や復興特区制度等、他県より抜きん出た優遇制度を活用しての企業立地促進の取組を継続していくことが重要である。また、ふくしま産業復興企業立地補助金について、県内外の企業より予想以上の需要があることから、財源の確保が必要となっている。</p> <p>●復興特区制度などの優遇制度について、十分な活用が求められる。</p> <p>●企業立地を促進するため、仮設住宅等への供用などにより、不足した工業団地に代わる団地の早急な造成が求められている。</p>	<p>○引き続き、企業立地補助金について国への予算拡充に向けた要求を続け、申請企業への確実な補助が可能となる財源を確保する。</p> <p>○他の優遇制度含め周知徹底を行う等、より多くの事業者の活用に向けた細やかな取組を行っていく。</p> <p>○さらなる企業誘致促進に向け、受け皿である工業団地の整備を支援する。</p>	<p>◆企業立地補助金などをよりフレキシブルにする必要がある。</p> <p>◆製造業及び大規模投資以外への支援制度が必要である。</p> <p>◆市町村の産業復興への支援が必要である。</p>	<p>◇本補助制度は原発災害からの産業復興のため創設されたもので、補助対象を裾野が広く経済波及効果や雇用創出の高い製造業を中心として制度設計がされている。</p> <p>◇地域資源を活用した技術開発や販路開拓に対し助成を行う「ふくしま産業応援ファンド」や、商店街の空き店舗活用に対し賃借料補助を行う事業等の実施により、製造業以外の業種の投資意欲の向上も図る。</p> <p>◇市町村の産業復興についても、避難地域復興局の駐在員派遣や、復興特区・福島特措法に係る説明会・個別相談への対応を通じ、市町村の産業復興への支援に取り組んでいく。</p>

③新たな時代をリードする新産業の創出

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>◆雇用を守るため、地域ニーズに対応する事業を県自らが興す必要があるのでは。</p>	<p>◇県外に避難した若年者に帰郷を促すためにも、再生可能エネルギー関連産業等の成長産業の集積、育成に取り組む、安定的な雇用の創出を図っていく。また、それらの成長産業に関する協議会の設置等により、既存企業の更なる発展を促していく。</p>

(1) 進捗状況調査書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①再生可能エネルギーの導入拡大

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●県内エネルギー需要量の 100%以上のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すためには、多くの種類の再生可能エネルギーについて、幅広く導入拡大を実現することが課題となる。</p> <p>●再生可能エネルギーの導入拡大を図るうえで、再生可能エネルギー関連人材の育成は必須の課題となっている。</p> <p>●地熱発電や洋上風力発電等の導入及び拡大には地元や関係団体の理解及び、規制への対応等が課題となる。</p>	<p>○地熱発電や洋上風力発電等については、事業者と連携し、関係者との合意形成及び規制緩和に向けた支援等を検討していく。</p> <p>○民間団体等とも連携し、引き続き再生可能エネルギー関連人材の育成の取組を行っていく。</p>	<p>◆県自らが中小水力発電を行ってはどうか。</p> <p>◆エネルギー政策について、例えば、ハウス再建に併せた太陽光設置、農地の再生に伴う中小水力を導入する等の福島方式を提案してほしい。</p>	<p>◇中小水力の発電事業については、固定価格買取制度の開始により、民間企業による開発の動きが活発化しており、市町村も意欲的。県ではこれらの活動を支援し、県内に多くの実績を作っていく。</p> <p>◇再生可能エネルギーの活用については、農林水産業や農山漁村の復興を図る上で重要と考えており、地域の実態や採算性等についても考慮した上で、推進していく。あわせて、被災農地について、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー用地として利用できるよう、国に対し規制緩和等を働きかけていく。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。

(2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。

(3)に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。

(4)に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●独立行政法人産業技術総合研究所による研究拠点建設及び福島県沖における洋上ウィンドファーム実証研究事業の決定等の着実な実施が求められている。</p> <p>●研究開発拠点整備後の再生可能エネルギー関連産業の集積に向けた体制づくりが必要である。</p>	<p>○本県復興にさらに必要となる研究機能の検討や財源の確保を図る。</p> <p>○研究機関と地元企業の連携や産業振興等の観点を踏まえ、拠点の有効活用に向けた検討を引き続き実施していく。</p>	<p>◆再生可能エネルギー研究の産業化、国際競争に勝つ戦略が必要である。</p>	<p>◇世界トップクラスの研究者が参画する超高効率太陽電池の開発や、世界初の浮体式洋上風力発電実証研究事業、産総研福島拠点等による次世代技術開発等を通じた世界に先駆ける技術の実用化により、国際競争力の向上を図っていく。</p>

③再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●企業による研究開発への補助事業等、関連産業の育成に向けた取組を実施しているが、研究のみで終わることなく、商品化に着実に結びつけることが求められている。</p> <p>●再生可能エネルギー関連産業の集積を進める上で、県内企業の育成を進めていくことも課題となっている。</p>	<p>○着実な商品化に向けて企業の育成や情報発信、販路開拓等の支援を行っていく。</p> <p>○産業集積及び企業の育成に向けて、再生可能エネルギー関連産業強化事業等の取組を進め、民間団体等と連携しての情報共有・発信や人材育成支援・ビジネスマッチング支援を行っていく。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

④スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消の推進

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●スマートコミュニティの実証・導入事業について、現在取組を進めている市町村への支援を行い、スマートコミュニティの構築を実現させるとともに、県内への普及を図る必要がある。</p>	<p>○実施市町村に対しマスタープラン策定に向けた検討会への職員派遣等、スマートコミュニティ実現に向けた側面支援を行っていく。また、県内での新たなスマートコミュニティ計画の創出に向けた検討・取組を行う。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①医療福祉機器産業の集積

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>● 県内企業の新規参入と県外からの企業進出を促進するためには、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する医療機器開発・安全評価拠点の整備が求められている。</p> <p>● 県内での医療福祉機器産業のさらなる技術力向上や付加価値の向上を目指すため、企業や医療機関等の研究開発を促進していくことが求められている。あわせて、製品の販路開拓していく必要がある。</p>	<p>○ 日本国内でも独自の機能を持つ拠点整備のための財源を確保するとともに、今後も拠点整備に向けた検討を進める。</p> <p>○ 医療機器等の開発・実用化には一定の期間を要することから、企業や医療機関等を継続的に支援していくとともに、県内中小企業の優れた技術・製品を海外へ発信することでビジネスチャンスの拡大を図る。</p>	<p>◆ 医療産業についても、先端分野だけでなく、幅広い産業分野との連携が必要。</p>	<p>◇ ふくしま医療福祉機器開発事業による中小企業でも取り組みやすい医療機器の改良・開発などの支援、さらには、ふくしま医療関連産業復興特区による規制緩和を通じて、幅広い産業分野からの新規参入を支援していく。</p>

②創薬拠点の整備

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>● 県民の健康維持・増進や地域経済の活性化につながる新規薬剤の研究開発支援拠点について、早急の整備が求められている。</p>	<p>○ 現在、研究開発支援拠点に関する基本構想の検討を進めているが、今後はさらに基本設計、実施設計の検討をしていく。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調査書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①福島県内におけるきずなづくり

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●本県は、原子力災害により、放射線による健康上の不安などから多くの若い世代が避難し、地域における世代間の繋がりが壊れてきてことなどから、祭りなどの地域の伝統・文化の継承、文化活動やPTA活動などの地域コミュニティ活動が困難となっており、その再生が必要である。</p> <p>●避難が広域化及び長期化していることから、地域コミュニティの維持が難しく、避難者のニーズも多様化していることから、その対応が求められている。</p>	<p>○地域コミュニティの再生のため、その継続的な活動を担う人材の確保や人材育成、交流の機会及び場の提供、多くの住民が参加できるような取組を推進する。</p> <p>○避難先地域との交流会などを通じた新たなコミュニティづくりや、避難者の多様化したニーズに対応したきめ細やかな支援、民間団体やNPO等と連携・協力した対応を強化する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>● 県外避難者については、避難元自治体からの情報提供が不足していること、避難者同士の交流の場が少ないことなどが課題となっている。</p> <p>● 交流イベント等は、一過性とならないよう継続的な取組が求められている。</p> <p>● ふくしまを応援いただいている層が新しいきずなづくりの起点となると考えられることから、この層に対する積極的な働きかけが必要である。</p>	<p>○ 県外避難者に対してのさらなる情報発信の強化、受入都道府県や市町村との連携及び情報共有、避難者支援活動団体等に対する新たな支援などを検討する。</p> <p>○ 交流イベントについて、一層ふくしまに興味や愛着を持てるような内容の充実と継続的な実施のための支援を行う。</p> <p>○ ふくしまを応援いただいている「ふくしまファンクラブ」の会員拡充を図るとともに、イベント等への参加を促すなどファンクラブ会員に向けた活動を強化する。</p>	<p>◆ 既存の組織を使って、ネットワークの拡大を図ってはどうか。</p> <p>◆ 帰還するための情報など、避難者同士が対話できる場が必要である。</p>	<p>◇ 県人会や本県ゆかりの方々などが会員となっている「ふくしまファンクラブ」の会員拡大により、ふくしまを応援していただく方のネットワークを広めていきたい。</p> <p>◇ 避難者交流拠点の多くは、本県や避難元市町村の情報を提供や、交流の場を提供する機能などを持っており、避難者支援をサポートする場所として重要である。帰還するまでの間、避難先で安心して生活していただくため、震災等で弱体化した、地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行っていく必要があるため、これら「地域の支援体制の構築」や「避難者のニーズ把握・孤立防止」などの事業を行う避難者支援活動団体に対し支援を行う。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。

(2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。

(3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。

(4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
		<p>◆自主避難者は県や地域の情報を求めているため、情報をわかりやすく伝えていくことが必要である。</p> <p>◆県外避難者に対して、帰還のための情報を発信してもらいたい。</p>	<p>◇全避難者を対象とした地域情報紙「<u>ふくしまの今が分かる新聞</u>」や「<u>福島県からのお知らせ</u>」を発行し、市町村の復興等の動き、避難先での交流情報、県の取組等、避難者からのニーズが高い情報を盛り込んでおり、避難者が帰還を検討する材料としていただきたいと考えている。今後、避難者のニーズを的確に反映した内容とするなど、情報発信の強化に取り組んでいく。</p>

③ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●尾瀬や猪苗代湖など自然環境の美しさが高く評価されていた本県は、今回の震災により、深刻な事故を起こした原子力発電所の所在する地「フクシマ」として国内外に広まり、県下全域に風評被害が及んでおり、その払拭が必要である。</p>	<p>○本県の原子力災害等からの復興の姿を示すため、国内外に、ふくしまの情報を正確でわかりやすく継続的に発信するとともに、復興に向けた前向きなイメージをさらに創り上げていく。</p>	<p>◆これからは外国も含めた県内外に福島県をアピールしていく必要がある。</p>	<p>◇国際会議の誘致、国際交流ネットワークを活かした海外への情報発信、知事による海外での講演、海外でのトップセールス、観光プロモーションなどを行ってきた。今後も県内外に本県の復興の状況及び正確な情報を引き続き発信していく。</p>

(1) 進捗状況調査書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●東日本大震災から1年以上が経過し、未曾有の大災害であったにもかかわらず、特に県外においては、災害の風化が懸念されている。</p>	<p>○地震、津波、原子力災害の体験や教訓を次世代に継承することが重要であることから、資料の収集や保管ばかりではなく、県民等にわかりやすく伝えることができるよう、周知の方法や資料の有効活用などについて取り組む。</p>	<p>◆福島県の正しい情報が全国に伝わっていない。単体ではなく複合的に県として情報発信をしていく必要がある。</p> <p>◆情報をキャッチしやすいようにすることが重要な観点である。もっと被災者や避難者に向けた情報発信について検討する必要がある。</p> <p>◆テレビを使うなど、具体的な情報発信が必要である。震災の体験や教訓を被災者に今、どう発信していくか検討が必要である。</p> <p>◆災害の記録について、どこで重点的に見せていくか。アーカイブセンターなど、ふくしまならではの発信を形にする必要がある。</p>	<p>◇全部局の発信を統一イメージで戦略的に発信するため、「平成24年度ふくしまからはじめよう。情報発信戦略」を策定し、「見える化」や体系化の視点を更に強化し、様々な媒体を活用しながら、復興に向け歩みを進める福島の姿を国内外に発信する。今後、情報発信戦略実行指針を策定し実効性を高めていく。</p> <p><u>◇情報の発信については、全体を通して大きな柱となる取組として、改めて位置づけていく。</u></p> <p>◇全国放送のテレビ番組で福島の今と魅力を発信してきた。今後もテレビを活用した情報発信を引き続き行っていく。</p> <p>◇災害の体験、記録、記憶、教訓をまとめた形で次世代に継承するとともに、世界に向けて発信していくことが必要であることから、アーカイブセンターについては、引き続き国の責任において本県に設置するよう働きかける。</p>

(1) 進捗状況調査書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
(2) -1 及び(2) -2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
(3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
(4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①観光復興キャンペーンの実施

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●本県は美しい自然環境、温泉といった観光資源に恵まれ、観光は主要産業の一つであるが、東日本大震災後、県下全域に風評被害が及び、修学旅行者数を始めとした観光客の大幅な減少に見舞われていることから、その払拭が必要である。</p>	<p>○風評を払拭するためには、国内外への正確な情報発信、県として全体的な戦略や戦術が求められていることから、国、市町村、関係団体等と連携しながら、ふくしまの復興に関する適切な情報発信およびPR活動にさらに取り組むとともに、県ゆかりの歴史上の人物や地域の文化等を紹介するなど、ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかける。</p>	<p>◆八重の桜など会津の取組から、県全体（会津・中・浜通り）に来てもらう必要がある。</p> <p>◆全国から来られる方をどうもてなすかを検討する必要がある。（語り部に県職員がなってもらおうなど。）</p>	<p>◇NHK大河ドラマ「八重の桜」の放映に合わせ、白河市・二本松市での企画展を開催するなど、会津から浜通り・中通りへ波及するように施策を展開しており、観光有料道路の無料開放や旅行会社とタイアップしたモニターツアーを実施するなど、引き続き全県への誘客へつなげていく。</p> <p>◇震災の語り部については、現在「ふくしま観光復興架け橋事業」として福島市内にふくしま観光復興支援センターを設置し、民間企業や旅行会社、学校等の復興応援ツアー等での震災語り部・ガイドなどの紹介や調整業務を実施している。今後も当該事業を通じて、浜通りを中心とする被災地及び被災者の応援や支援を行う。</p>

(1) 進捗状況調査書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
(2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
(3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
(4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②観光振興と多様な交流の推進

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●国際会議、芸術文化・スポーツ等の大会の誘致にあたっては、会場の整備、宿泊施設確保などの受入側体制の整備、今後の継続的な開催が求められる。 ●外国人観光客誘致については、風評の払拭が重要であるが、国外における本県のイメージは未だ厳しいものとなっている。 ●海外との窓口となる福島空港の活用については、渡航制限を緩和する動きが出てきているが、国際定期路線再開には至っていないことから、再開に向けた取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○受入体制の整備を図るため、市町村や関係団体等と情報共有や協力体制を確立するとともに、継続的な開催のためには国等と連携して引き続き誘致活動を行う。 ○国を始め、隣接県や県内の市町村・観光団体等との連携を密にしつつ、正確な情報発信や風評払拭のPRに引き続き取り組む。 ○外国人観光客の再誘致と福島空港の国際定期路線の再開に向け、外務省や観光庁と連携しながら、本県の正しい情報を発信するとともに、国際会議等の本県開催や他県等と広域連携し、海外の旅行エージェントやマスコミを招聘するなど、効果的に本県の風評の払拭に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災地に来ていただくための具体的な取組はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇大河ドラマは観光の起爆剤と考えており、ちなんだキャンペーンを様々実施している。また、被災地の状況を全国の方が来ることによって防災教育につながるよう、7月から「観光復興支援センター」を立ち上げ、ニーズの取りまとめやボランティア等に来県いただく方のマッチングする窓口や、学校などからの応援ツアーなど活動開始している。なお、被災地への観光は、地元の理解を得た上で進めている。

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。

(2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。

(3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。

(4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①「多重防御」による地域の総合防災力の向上

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●多重防御の取組における海岸堤防の嵩上げ、防災緑地・海岸防災林の整備、二線堤機能も備えた道路整備等について、事業用地の確定、警戒区域内や解除となった地域の復旧工事及び工事実施に伴い発生する土砂や廃棄物等の処理などの課題がある。 ●復興特別区域法を活用した防災集団移転促進事業については、3市1町の57地区において国から事業化が認められ、着手が可能となり、今後事業の早期実施が求められている。 ●防災集団移転促進事業においては、まちづくりの方針に係る住民の合意形成を図っていく必要がある。 ●海岸防災林等の復旧については、事業規模が大きいため、事業期間の長期化が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示区域等に立ち入る住民の安全確保や避難指示解除後の住民の早期帰還のため、関係市町村と協議・調整の上、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地・海岸防災林の整備、二線堤機能も備えた道路整備等の事業を計画的に実施していく。 ○事業用地の確定と土地所有者の確認を早急に行い、事業の早期実施を図っていく。 ○土砂や廃棄物等の処理方法について早期に示すよう、国に要望するとともに、仮置場の確保に向け、国や市町村と連携を図っていく。 ○防災集団移転促進事業や土地区画整理事業については、住民の意見を十分に反映させるため、それぞれの市町村において丁寧な意見交換等が行われるよう支援していく。 ○海岸防災林等の復旧については、復旧期間3か年を超えての事業実施を可能にすることや、全体事業費の確保等について、国に求めていく。 	-	-

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。

(2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。

(3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。

(4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

②防災意識の高い人づくり・地域づくり

(2)-1 課題等	(2)-2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災では、避難が広域化・長期化した場合の自治体間の連携強化、物資の円滑な調達・供給に向けた関係機関との協定の拡充、災害対策本部事務局の円滑な稼働など初動対応に係る課題が明らかになっており、その対応が必要である。 ●地域の防災力の向上のためには、行政の取組はもとより、住民一人ひとりが自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が重要である。 ●児童生徒等の安全確保を図るためには、防災意識を高め、主体的に行動する態度等を育成していかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県では 11 月を目途に、まず早急に対応が必要な初動対応を中心に地域防災計画の見直しを行う予定である。 ○地域の防災の要となる地域リーダーの育成を支援していく。 ○地域コミュニティの核となる公民館等において地域住民の防災意識を高めるための体制づくりを進める。 ○防災に関する基本的知識の習得や様々な災害を想定した避難訓練の実施などに取り組んでいくとともに、市町村の防災担当部局と学校が連携し、地域の実情に応じた学校安全の体制整備を図っていく。 	<p>—</p>	<p>◇11 月 29 日に防災会議を開催し、初動対応に関する見直しを中心とした<u>地域防災計画（震災対策編・一般災害対策編・事故対策編・原子力災害対策編）の見直し</u>が完了した。</p> <p>(1) 震災対策編等については、今後予定されている災害対策基本法の改正等を踏まえた見直しを継続する。(2) 原子力災害対策編については、国が示す原子力災害対策指針等を踏まえた見直しを継続する。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2)-1及び(2)-2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

③地域とともに取り組むまちづくり

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●早期の復興を果たすためには、地域住民や地元企業等が参画した復興まちづくり会社やまちづくり団体など住民主体の担い手が必要となっている。</p> <p>●被災したまちなみの再生をデザインする復興計画を策定するには、地元の合意形成が必要である。</p>	<p>○復興まちづくりに取り組む市町村や団体、法人に対し、まちづくり会社の設立や復興課題の解決等をサポートできる専門家を派遣する。</p> <p>○まちなみの再生をデザインする復興計画を策定しようとする市町村や団体等に、景観の専門家を派遣する。</p>	<p>◆プロジェクトの内容に津波被災地の地域経済の立て直しの観点を取り入れる必要がある。</p> <p>◆津波被災地において、一次産業をどうしていくかを県として発信する必要がある。</p>	<p>◇津波被災地においては、まず、施設・設備等の復旧費用の補助や、県制度資金による資金繰り支援などにより、中小企業の事業再開を支援するとともに、緊急雇用創出事業により応急的な雇用確保に取り組む。次に、企業立地補助金や、復興特区法及び福島特措法における税制優遇措置、産業施策と一体で雇用創出を行う企業に対する助成制度を活用しながら、企業誘致を図っていく。さらに、中長期的には、再生可能エネルギー関連産業などの新たな産業を育成し、地域経済の復興を図る。</p> <p>◇地域経済の再生においては、地域資源を活用する農林水産業の役割が重要である。市町村等と一体となり、防災対策と合わせて、地域経済復興の要となる農林水産業の復興に取り組んでいく。</p>

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

①「浜通り軸」の早期復旧・整備と生活支援道路の整備

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●浜通りの復興を支援するためには、常磐自動車道の日も早い全線供用が求められている。 ●警戒区域内の年間 20mSv 未満の区間で順次工事が再開されているところであるが、工事の実施に伴い発生する土砂などの処理に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○常磐自動車道の供用目標が示されたことを踏まえ、事業主体である東日本高速道路株式会社との連携により、日も早い全線供用を目指し、土砂などの仮置場の確保について国と調整を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆復興を進めるために浜通りにおける南北をつなぐ道路整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇常磐自動車道は、開通見通しが示されたところであり、今後は、各区間の開通に合わせ、I Cへ接続する県管理道路のアクセスを確保すべく、直轄除染等に係る関係機関と連携のうえ対応する。また、日も早い開通に向けて、様々な機会を捉え、国等への働きかけを継続する。

②東西連携道路など災害に強く本県の復興を推進する道路ネットワークの構築

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●国の平成 23 年度第 3 次補正予算により復興支援道路に位置づけられた東北中央自動車道（相馬～福島）の整備について、霊山～福島間については未着手となっており、早期着手が求められている。 ●災害に強い道路ネットワークの構築に当たっては、地域間連携道路の整備等と防災・震災対策（橋りょう補修等）に係る事業について早期着工に向けた準備を進めるとともに、避難指示区域の見直し等により、住民の生活圏が再編される状況への対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国等と緊密に連携しながら、霊山～福島間について早期事業化を図っていく。 ○避難指示区域等の見直しにより帰還した住民を支援するためにも、生活支援道路の整備を早急にすすめていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難指示解除等区域の復旧・復興には、周辺都市を結ぶ道路の整備が必要不可欠である。（市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇本県の復興に向けた戦略的的道路整備として、国との連携のもと特に避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける「<u>ふくしま復興再生道路</u>」の整備に<u>取り組むとともに</u>、その他の復興に必要な路線についても計画的に整備を進める。

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものに記載。
 (4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●災害に強い道路ネットワークの構築に当たっては、地域間連携道路の整備等と防災・震災対策（橋りょう補修等）に係る事業について早期着工に向けた準備を進めるとともに、避難指示区域の見直し等により、住民の生活圏が再編されるという状況への対応が必要である。</p>	<p>○避難指示区域等の見直しにより帰還した住民を支援するためにも、生活支援道路の整備を早急に進めていく。</p>		

③港湾・空港等の機能強化

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●震災の影響により、国際定期路線が運休するなど、福島空港の利用者数が減少している。</p>	<p>○空港の物流や防災機能を強化するとともに、貨物施設の利用促進、さらには、震災以降運休している国際定期路線の早期再開に向けた取組を行っていく。</p>	-	-

(1) 進捗状況調書のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1及び(2) -2に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1)及び(2)を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3)の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。

④ J R 常磐線・只見線の早期復旧

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●地域の復興再生に不可欠な J R 常磐線、J R 只見線について、全線復旧の見通しが立っていない。</p>	<p>○県としての取組はもとより、国が責任を持って地元自治体や J R 東日本と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を行うよう、継続して求めていく。</p> <p>○ J R 常磐線の相馬駅以北の復旧については、内陸側への移設を行うに当たり、新地町のまちづくりと一体的に進めていく。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>◇国に対し、J R 東日本に対する指導及び財政的支援等を継続して求めていく。</p> <p>◇平成 29 年春の J R 常磐線相馬駅以北の運転再開に向けて、新地町とともに J R 東日本に協力して用地取得等を進めていく。</p>

⑤情報通信基盤の強化

(2) -1 課題等	(2) -2 取組の方向性	(3) 委員等からの意見	(4) 意見を踏まえた県の今後の対応
<p>●福島県総合情報通信ネットワークは、老朽化により生じる問題のほか、大きな余震等により通信が途絶する可能性があり、災害に強い通信体制を構築することが求められている。</p>	<p>○通信系統の二重化など、安全性、経済性、機能性に優れた新システムへの更新が、平成 24 年度中に完了するよう整備を進める。</p>	<p>◆災害時の振興局間連携による市町村支援を強化する必要がある。</p>	<p>◇市町村を越える広域避難が必要な場合には、県が市町村間の調整をすることができるよう、県地域防災計画を改正し、広域避難における県の役割を見直した。</p> <p>◇福島県総合情報通信ネットワークの新システムへの更新工事については、平成 24 年度中の完了を目指して工事を実施していく。</p>

(1) 進捗状況調査のうち、「(1)復興計画(第1次)の進捗状況」については、「復興計画(第1次)の進捗状況(平成24年6月現在)」及び「同追加版(平成24年9月現在)」として別途公表済み。
 (2) -1 及び(2) -2 に記載の内容は、第2回評価・検討委員会(平成24年9月21日開催)における資料3-1「課題等と取組の方向性」として公表済みの内容を「課題等」と「取組の方向性」に分割して再掲。
 (3) に、(1) 及び(2) を踏まえて寄せられた復興計画評価・検討委員会における意見及び市町村等意見から主なものを記載。
 (4) に、(3) の意見等を踏まえた県の今後の対応について記載。